

農業や営業を行っている皆さんへ 問い合わせ 本庁税務課住民税係 電話 (56) 2223

◆減価償却制度が40年ぶりに大改正されました。 本庁税務課から。

◆農業や営業を行っている皆さんへ

これまで、償却資産は償却期間を過ぎても、取得価格の5%を残すこととされていましたが、1円まで償却できるようになりました。



◆税源移譲による経過措置

●19年中の所得が大幅に減った方

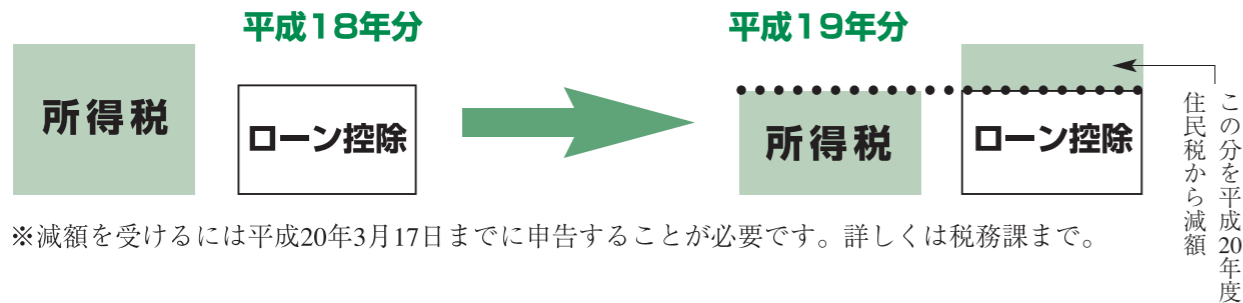
平成19年の所得が18年に比べ大幅に減ったため、所得税がかからなくなった人には、平成19年度に支払った町県民税の一部を還付することになりました。

※還付を受けるには平成20年の7月中に申告する必要があります。

※詳しいことは申告受付期間の前に広報をしますをご覧ください。

●住宅ローン控除を受けられている方 (平成11年～18年に居住を開始した方)

税源移譲で住宅ローン控除の金額が所得税額を上回った方は、申告することで平成20年度町県民税が減額されます。



※減額を受けるには平成20年3月17日までに申告する必要があります。詳しくは税務課まで。

●今年から住宅ローン控除を受けられる方

平成19年と平成20年中に、住宅を新築・増築・購入されて住宅ローン控除を受ける方は、控除期間が選択できることとなりました。

◆確定申告は「電子申告」が便利です。さらに便利で使いやすく！

電子申告には次のような利点があります。国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>

自宅で申告

申告期間中は
24時間受付

添付書類の
提出不要

5,000円の
税額控除

など

※電子申告するには、事前に役場窓口で住民基本台帳カードを入手し、電子証明書を発行してもらうことが必要です。申告期間前の時間に余裕のある時に電子証明を取得しておきましょう。

より良い品を より安く
オザワマート

営業時間・午前9時～午後7時 (日曜日・午前9時～午後6時)
川根本町上長尾 TEL 56-1108 FAX 56-1109

引換券

ゴールドポイント
700点で1000円のお買い物ができます。
この引換券も必要です。
切り取ってお持ちください。
有効期間：平成20年1月3日～29日

キリトリせん

キリトリせん

平成20年4月から

40歳以上の皆さんの

健康診査・保健指導が変わります

先されます。

従来、職場や医療機関で健康診査を受けることができない方には、町が実施する基本健康診査を受診していただくことができましたが、国の関連する法律の改正により、平成20年度からは40歳から74歳までの皆さんの特定健診・保健指導事業は、それぞれに加入されている各医療保険者が実施することになります。

②40～74歳 国保以外の健康保険加入者

ご自分の加入している医療保険者の行う健診を受けることとなります。
(家族《被扶養者》も含む)
詳しい健診の受診方法などは、今後加入している医療保険者から通知されます。その指示により受診してください。

③75歳以上の方

平成20年4月から75歳以上の高齢者の医療制度は、静岡県後期高齢者医療広域連合が運営することになります。ただし、健康診査は従来どおり、町で実施する健診を受診いただきます。

①～③のどれにあてはまるか確認してみましょう。

①40～74歳 国保加入者

従来の基本健康診査に代わる「特定健康診査」を受診いただきます。川根本町(国保)や健診実施機関などから健診通知が届きます。ただし、国保加入者でも事業所にお勤めの方は労働安全衛生法による事業主健診が優

※町(国保)で行う国保加入者の特定健診関係事業は国民健康保険税で運営され、国保以外の人は各医療保険者が決めた健診方法で受けることとなります。医療保険者からの連絡をお待ちください。

制度改正のポイント

- 1 医療保険者が被保険者とその被扶養者(家族)の健診を実施することで、健診の対象者が明確になります。
- 2 健診後、医療機関への受診が必要な被保険者が受診できたかどうかの確認がしやすくなり、効果の得る保健指導につなげていきます。

これまでと変わらない検査もあります

- ただし、次の検査などについては、加入医療保険に関わらず、従来どおり川根本町民が対象になります。
- 子宮がん検診、乳がん検診
- 大腸がん検診
- 胃がん検診
- 肺がん・結核など胸部レントゲン検診
- 40歳未満の生活習慣病予防検診
- 節目女性骨粗しょう症検診

※65歳以上の皆さんには、健診時、介護予防を目的とした生活機能チェックを行います。その結果、必要な方には生活機能検査が追加されます。

3 今までの健診は高血圧症、糖尿病、高脂血症などの個々の病気の早期発見・早期治療を重視したものでしたが、これからは新たにメタボリックシンドロームの概念も取り入れ、もっと早い時期に不適切な生活習慣を改善し、生活習慣病の発生を予防することを目指すものになります。

■本庁健康増進課健康係 ☎(56) 2224 ■町民課国保年金係 ☎(56) 2222 ■総合支所保健福祉課保健係 ☎(58) 7071

土木一式工事・生コンクリート製造販売

Co、As殻受入れ(有料)、中間処理 再生クラッシュラン販売

ISO9001認証取得

株式会社 柳澤組

本社：川根本町東藤川722-2
生コン工場：川根本町千頭606

電話：0547-59-2052
電話：0547-59-3220